

20. 住所・氏名・本籍・受験地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受験地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※お電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 書類送付先住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先にしている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)

注3 受験地を変更する場合

変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受験地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受験してください。なお、試験日の5日前までに受験地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。受験地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、受験地変更をお受けできませんのでご了承ください。

21. 技術検定合格証明書の交付申請手続き

交付申請受付期間 令和3年1月29日(金)～2月12日(金)

実地試験の合格者で、国土交通省に技術検定合格証明書の交付申請手続きをされた方には、国土交通大臣から「2級技術検定合格証明書」が本人に交付されます。詳しくは、合格通知書をご覧ください。

(交付予定日:3月中旬)

22. 学科試験免除の申し込みについて

次にあげる①～③のいずれかに該当する方は、本検定試験を学科試験免除で受験できます。

《学科試験免除で受験申込を行う場合には、この申込書では手続きができません》

- ①令和元年度2級建築施工管理技術検定(学科・実地)試験の学科試験合格者
- ②建築士法による1級建築士試験合格者で、2級建築施工管理技術検定試験の受検資格を有する者
- ③2級建築施工管理技術検定試験の「学科試験のみ受験」合格者で、2級建築施工管理技術検定試験の受検資格を有していて、所定の有効期間内にある者

23. 「学科試験のみ受験」の申し込みについて

本検定試験を学科試験のみ受験申込できるのは、次の受検資格に該当する方です。

《学科試験のみ受験申込を行う場合には、この申込書では手続きができません》

「学科試験のみ受験」受検資格

試験実施年度において満17歳以上の者(今年度は、誕生日が平成16年4月1日以前の方が該当します)

(参考)

「学科試験のみ受験」合格者の学科試験免除期間

合格発表日の属する年度の初日から起算して12年以内で連続する2回の学科試験が免除

制度の詳細は、本財団ホームページにてご確認ください。